

令和8年度須賀川市利子補給制度

現行制度の利子補給対象（以下の融資を令和8年3月31日以前に受けた者）【変更点】

融資制度名	補助額	期間
経営安定化資金融資	約定利子のうち年利率1%相当額	2年間
スタートアップ資金融資	約定利子のうち年利率1%相当額	5年間
中心市街地リノベーション融資	約定利子相当額	5年間

以下の制度については現在廃止（申込受付終了）

融資制度名	補助額	期間
商業活性化・共同事業資金融資	約定利子のうち年利率1%を超える額 (年利率2.3%を上限)	当初契約期間
令和元年度豪雨対策特別融資	約定利子相当額	5年間

申請手続

- ・市が、12月頃に申請手続きの依頼文を各金融機関に送付しますので、それ以降に申請書の提出をお願いします。
- ・提出書類
 - (1) 須賀川市融資制度利子補給金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
 - (2) **申請者が課税されている全ての市町村税の納税証明書の写し【変更点】**
 - (3) 補助金等交付請求書
- ・各年4月1日～3月31日までの約定利子を1月中に申請となります。

注意事項

- ・申請後から3月31日までに繰上返済を行う場合は、申請額の変更や利子補給額の一部返還がありますので、商工観光課にご連絡ください。
- ・申請期間後（1～3月）に融資を実行した場合、翌年度の申請時にその分も併せた期間の約定利子金額を記入してください。
- ・令和7年度より、下記の場合は利子補給金の支給ができません。
 - (1) 過去に同一制度を利用した融資を受けたことがある場合
例：経営安定化で融資を受け、2年後に経営安定化で借換えをした場合は、借換え後の経営安定化融資は利子補給対象外。
 - (2) 利子補給金申請日時点において、転出等により市内で事業を営んでいない場合

令和8年4月1日からの変更点（対象者と添付書類）

- (1) 令和8年4月1日以降に実行した融資はすべて利子補給対象外。
(令和8年3月31日以前に実行した融資については利子補給対象。)
- (2) 納税状況確認承諾書→納税証明書の写しに変更。